

陸上貨物取扱業における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	4階作業場にてピッキング作業時、中軽量棚の下段の商品を取ろうとしゃがんだ際に、同時進行で補充作業をしていた補充担当者が、同じ中軽量棚の上部に仮置きしていた商品を誤って落下させ、被災者の頭に当たり負傷した。	42	100~299
1	14~15	作業場において、通常作業の一環の中で梱包廃材（木材）の片付けと整理を行っていた際、強風が吹き木片が飛来し、右目に当たった。	44	10~29
1	11~12	倉庫内において、製品である鋼材の出荷作業中、製品をトロッコ（H60cm、キャスター4つ）を使用して運ぼうと手で押した時に、キャスターの向きが悪かったためバランスを崩し手前に倒れた。その際、トロッコの上に乗っていた製品が両足の大腿部に落下し、乗る状態になったが、右足側に荷重がかかっていたため、右足大腿部を負傷した。	24	1~9
1	14~15	保税地域内にある倉庫の外において荷役作業中、破れ・濡れ等のある商品をパレットに載せる作業中、リフトを使わず手でパレット（110×130、重さ20kg）を移動させる際、手が滑ってパレットが左足の上に落ち、左足甲に当たり亀裂骨折した（安全靴着用）。	43	30~49
2	11~12	倉庫内にて、フォークリフトで商品の載ったパレットをラックの2段目に格納する際、最上部の商品1ケースが載っていることを見落としした為、その商品がラックの枠にぶつかり落下し、左手に当たり負傷したもの。発生当初は、負傷箇所を固定し休業せずに勤務を続けその後もリハビリを続けていたが、1年経過しても回復が思わしくない為、今回手術をすることになり、休業が発生したものである。	50	50~99

2	11~12	置き場でコンクリート枡を吊るユニック作業をしている時に、アイボルトの取付場所を間違っていることに気付かずにユニックで吊るし作業で上げた時にアイボルトでつけたワイヤーが2点だったために1m位あげたところで枡が回り2段だったコンクリート枡の1段目が右脚の上に落ちてきた。	47	10 ~ 29
3	16~17	当社、整備工場内にて、昇降用のアングル加工作業中、アングル（L字型の鋼材:縦5×横5×長さ88cm）を床に置き、ハンマーで先端切り込み部の曲げ加工をするため殴打していた。その際、殴打の衝撃でアングルが跳ね上がり、先端の鋭利な切断面が被災者の左手薬指に当たり、先端部分を負傷した。	55	50 ~ 99
4	16~17	請負先において、トラックの荷台からホームに荷物を運搬中に、通常はフォークリフトで荷降ろしをするが、トラックの荷台から手で下した木箱（約50kg）をトラックホームに持ち上げる際にバランスを崩し足に落下し、左足親指の爪が剥がれた。	21	50 ~ 99
5	8~9	1階で入荷検品作業中、2段重ねの枠付きパレットの上段を自力で降ろそうとしたが、重量（約50kg）を支え切れずに落下し、床面との間に左手を挟んだ。	27	30 ~ 49
5	13~14	事務所の移転の為、車庫にあるエアーコンプレッサーをフォークリフトですくって持ち上げトラックに載せようとしたところ、コンプレッサーの下部が丸くなっていたので、コンプレッサーが倒れて下に落ち、その反動でバウンドして荷物が本人の右足の先に当り骨折した。	49	10 ~ 29
6	12~13	折りコンに商品を詰め込む作業をしている時、コールドスプレー（480ml）を詰めようとしたところ、手を滑らせて商品を足の上に落としてしまった。	37	300 ~ 499
7	10~11	センター2階作業場で袋掛け機のフィルム交換作業時、フィルムロール（約15kg）が落下し、フィルムロールとフットペダルの上に右手人差し指が挟まり骨折した。	45	300 ~ 499
7	15~16	プラスチックの塊が入ったフレコンバックを、フォークリフトで高さ約1m吊り、フレコンバック内にある塊を取り出すため、フレコンバック底部をカッターナイフで切断したとき、塊（6kg）が地面に落ち跳ねて、約5m離れていた作業員に当た	64	1~ 9

		り、右脛骨近位部開放骨折を負った。		
7	16~ 17	チルド庫ピック・トゥ・パレット出庫口から出てきた空パレット1枚を、手で引き立てようと持ち上げたとき、手を滑らせパレットが落下し、足先が挟まれてしまった。	39	100 ~ 299
9	1~2	商品が積まれたパレットをハンドリフトで移動させる際、ハンドリフトがスロープの継ぎ目に引っ掛かり商品が荷崩れを起こした為、右手で抑えようとしたところ、荷崩れした商品が右手小指に当たり被災したもの。	36	100 ~ 299
11	10~ 11	現場で、除草伐採作業中に、刈払機使用中に保護メガネを使用していたが、メガネが曇ってしまったので、メガネをずらして作業を行っていたら、石等がはね返って、目に飛来してきて負傷した。そのまま、目が見えなくなり、痛みがあったので病院に行った。通院して約2ヶ月後に、毛様体剥離と診断された。	48	1~ 9
12	10~11	本社第1工場内で設備をトラックから降ろし、指定場所に置く作業中、横型旋盤（L2,500mm、W1,900mm、H2,400mm、重量2.5t）の下に設置した台木を鉄製ブロックに入れ替えるため、作業員Aが爪付ジャッキを上昇させた。重心が悪かったので位置を変えようとしたところ、作業員Bが仮置きに使用していた台木から横型旋盤が浮いたので台木を抜き（推定）、不安定になり横型旋盤が転倒し、作業員Aと作業員Bが横型旋盤と床の間に挟まれた。	62	30 ~ 49
12	10~11	本社第1工場内で設備をトラックから降ろし、指定場所に置く作業中、横型旋盤（L2,500mm、W1,900mm、H2,400mm、重量2.5t）の下に設置した台木を鉄製ブロックに入れ替えるため、作業員Aが爪付ジャッキを上昇させた。重心が悪かったので位置を変えようとしたところ、作業員Bが仮置きに使用していた台木から横型旋盤が浮いたので台木を抜き（推定）、不安定になり横型旋盤が転倒し、作業員Aと作業員Bが横型旋盤と床の間に挟まれた。	57	30 ~ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html